

平成二十五年十月二十五日受領
答 弁 第 一 号

内閣衆質一八五第一号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火騒動に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火騒動に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねについては、捜査機関の具体的活動内容に関わる事柄であり、答弁を差し控えたい。

二について

平成二十五年六月二十日夜（現地時間）、富永純正コンゴ民主共和国駐^{さう}箚特命全権大使（以下「富永大使」という。）は、在コンゴ民主共和国日本国大使館（以下「大使館」という。）事務所で発生した火災（以下「本件火災」という。）を発見した大使館員からの連絡を受け、当該連絡から約二十分後に大使館事務所に到着し、外務本省との連絡、大使館員の安否確認、消火活動に当たる現地当局等との連携等に係る必要な指示を行った。

三について

お尋ねについては、在外公館の会計事務等に関して定める在外公館会計規程（昭和四十八年外務省訓令第七号）において、出納官吏は常時小口の現金支払を必要とする場合においては最小限度の手持現金を保

管することができると定められている。

四について

お尋ねの点を含め、本件火災発生時の状況の詳細については、現在調査中であり、お答えすることは困難である。

五について

外務省としては、本件火災後、富永大使を本邦に帰国させてはいないが、必要に応じ、富永大使から本件火災に関する状況等を聴取してきている。